|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 新型コロナウイルス感染症対策  三朝町温泉配湯及び上下水道使用料金徴収猶予申請書  令和２年　　月　　日  　三　　朝　　町　　長　様  　三朝町水道事業管理者　様  住所  申請者  氏名　　　　　　　　　　　　　　　印  温泉配湯使用料金、上下水道料金の徴収猶予を受けたいので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の６第１項第３号及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の３第３項の規定により申請します。  また、事業所としての経営有無について、建設水道課職員が町民課に照会することに同意します。 | | | | |
| ﾒｰﾀｰ設置場所 | 東伯郡三朝町大字　　　　　　　　　　　　　　　番地先 | | | |
|  | ①  □ 温泉 □ 水道 | ②  □ 温泉 □ 水道 | ③  □ 温泉 □ 水道 | ④  □ 温泉 □ 水道 |
|  | No. | No. | No. | No. |
| ﾒｰﾀｰ種類  (該当種類に✓) | ⑤  □ 温泉 □ 水道 | ⑥  □ 温泉 □ 水道 | ⑦  □ 温泉 □ 水道 | ⑧  □ 温泉 □ 水道 |
| お客様番号又は  給水番号 記入 | No. | No. | No. | No. |
|  | ⑨  □ 温泉 □ 水道 | ⑩  □ 温泉 □ 水道 | ⑪  □ 温泉 □ 水道 | ⑫  □ 温泉 □ 水道 |
|  | No. | No. | No. | No. |
| 使　用　用　途  (該当用途に✓) | □ 事業所専用 | □ 事業所自宅兼用 | □ 観光施設 | □ その他  () |
| 希望徴収猶予月  (任意の３ケ月) | 月から | 月まで | 希望猶予期間  (最長12月まで) | 令和２年　月まで |
| 注）別紙債務承認書兼納付誓約書兼同意書及び徴収猶予添付資料の提出も必要です。 | | | | |
| 事務処理欄 |  |  |  |  |
| 確認年月日 | 令和２年 | 月　　　日 | 添付書類確認  収入減少率 | 有　・　無  ●●●●％ |
| 確　認　者 | 三朝町建設水道課 | 職名 | 氏名 | 印 |
| 猶 予 判 断 | □ 猶予する | □ 一部猶予  理由 | □ 猶予しない |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決　裁 | 町長 | 副町長 | 関係課長 | 担当課長 | 課長補佐 | 課　　員 |
| あああああ | あああああ | あああああ | あああああ | あああああ | あああああああああああ |

（注）事務処理欄は記入しないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 新型コロナウイルス感染症対策  三朝町温泉配湯及び上下水道　徴収猶予使用料金  債務承認書兼納付誓約書兼同意書  令和２年　　月　　日  　三　　朝　　町　　長　様  　三朝町水道事業管理者　様  住所  申請者  氏名　　　　　　　　　　　　　　　印  新型コロナウイルス感染症対策　三朝町温泉配湯及び上下水道使用料金徴収猶予申請により徴収猶予を受けた温泉配湯及び上下水道使用料金については、下記のとおり必ず納めることを誓約します。  毎月及び最終月の納入金額は、下記の計算方法による金額を支払います。  なお、本誓約書に違反して納入不履行となったときは、予告なく給水停止の処分を受けても異議申立てを行いません。  また、町が行う法的措置に必要な個人情報の調査（就労先調査・不動産調査・自動車及び単車所有調査・町税引落調査）を建設水道課職員が行うことに同意します。 | | | |
| 令和２年　　月請求分 |  |  |  |
| 納入開始月 | 令和　　年　　月 | 最終納入月  (最長令和３年３月) | 令和　　年　　月 |
| 令和２年　　月請求分 |  |  |  |
| 納入開始月 | 令和　　年　　月 | 最終納入月  (最長令和３年３月) | 令和　　年　　月 |
| 令和２年　　月請求分 |  |  |  |
| 納入開始月 | 令和　　年　　月 | 最終納入月  (最長令和３年３月) | 令和　　年　　月 |
| 毎月及び最終月の納入金額の計算方法  毎月の納入金額は、徴収猶予された連続する３ケ月の使用料金（消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額（以下「消費税」という。）を除く。）を納入月数で除して算定した使用料金（100円未満切捨）に消費税を乗じて計算した金額を支払う。  最終納入金額は、徴収猶予された連続する３ケ月の使用料金（消費税含む）から毎月の納入金額に最終日を除いた納入月数を乗じた金額を差し引いた金額を支払う。  例）５・６・７月の使用料金　110,000円（消費税込み）  納入開始月を令和３年１月、最終納入月を令和３年３月とした場合  　　支払い回数　３回  毎月納入金額　100,000円(消費税抜き)÷３回＝33,333≒33,300×1.10＝36,630円  最終納入金額　110,000円(消費税込み)－(36,630円×２回)＝36,740円 | | | |